京都市告示第４３０号

生活保護法第４９条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第１４条第２項第３号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和８年１０月３０日

京都市長　松井　孝治

医療機関指定

名　　称	所　　在　　地	指定年月日
村瀬　脳神経・内科クリニック	左京区聖護院川原町１－８ 聖護院メディカルビルⅡ　２階	令和８年10月13日
ほしあかりクリニック	西京区川島六ノ坪町１０番地２Ｎ１４	令和８年10月１日
医療法人社団宝塚ライフ歯科・矯正歯科　京都西院ライフ歯科・矯正歯科・小児歯科	右京区西院巽町２２ ＳＴＡＮＤＺ西院	令和８年10月15日
訪問看護ステーションＥＮＮＥ	右京区西京極午塚町１１５番地 第一東久ハイツ１階	令和７年８月１日
訪問看護　わ	右京区梅津前田町５８－１	令和８年10月１日
こころあ訪問看護ステーション	伏見区醍醐多近田町９－１６	令和８年８月１日
訪問看護ステーションはーとふる京都上桂	西京区上桂東ノ口町１８５番地	令和８年８月１日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）